

・ 市政について

- 議長（尾島 勝君）次に、質問第14号、市政について、古市議員の質問を許します。古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

- 4番（古市 順子君）私は今回、保育問題と真田地域の課題について質問をいたします。

まず、保育料の軽減について伺います。2011年国民生活基礎調査によりますと、子育て世帯の生活実感は、「大変苦しい」が34.8%、「やや苦しい」が34.7%ではほぼ7割です。また、総務省の労働力調査では、2011年の非正規労働者は若年層で32.6%で過去最高であり、9月時点の完全失業率は若年層ほど高い状況でした。

上田市の保育園児がいる世帯の所得分布は、平成20年分では年所得350万円以下が5割以上で、21年度の保育料階層区分では所得税10万3,000円以上25万3,000円未満が最も多い状況でした。24年度では、所得税1万円以上4万円未満の階層が多いということです。長引く不況、雇用不安が子育て世代も苦しめています。保育料は所得に応じた負担となっていますが、例えば所得税1万円以上2万5,000円の世帯では、1カ月の保育料、3歳未満児で2万1,000円、以上児で1万7,000円です。年間の所得税よりも1カ月の保育料のほうが高い世帯もあるわけです。保育料は子育て世代の大きな負担となっており、少しでも軽減を図ることが求められています。

上田市では、平成22年3月の上田市保育検討委員会の提言を受けて、23年度より国の徴収基準に対して25%軽減を30%の軽減となるよう、保育料の引き下げを行うとともに所得階層区分の細分化を行いました。これは、きのうの答弁のとおりです。19市中10位から5位になったとのことですが、先ほども言ったとおり、子育て世代の暮らしは急激に苦しくなっています。

そこで、2点伺います。1点目は、年齢区分での保育料の軽減の検討です。このことは、上田市保育検討委員会でも提言をされています。現在の上田市の保育料区分は国基準と同じで、3歳未満児と以上児で主に人件費の違いです。保育士の配置基準は、1歳児は国基準に上乗せをして3人に1人、ほかは国基準で、2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4、5歳児は30人に1人です。私は、2歳児、4歳以上児の区分を設けて軽減を図ることを提案いたします。県内でも、多くの市で4歳以上児の区分があります。見解をお伺いいたします。

2点目は、同時入所以外の多子世帯への保育料軽減です。上田市では、第3子以降、第1子が中学生まで50%の軽減を行っており、県内他市と比較しても上位です。しかし、経済的な理由で3人目は産めないという家庭もふえています。上田市保育検討委員会では、同時入所以外でも第2子の保育料の軽減の検討を提言いたしました。これに対し、市では、対象となる児童は平成20年度1,600人に上り、大きな財政負担を伴うことから、当面は現状維持という保育園等運営計画を立てました。県内では、塩尻市のみ10%の軽減を行っています。20年度に比べて、児童数も保育料も減少しています。上田市が同時入所以外の第2子について10%軽減を行った場合、市の収入源はどのくらいと試算をされるのかお伺いをいたします。

次に、常勤保育士配置のルール化について伺います。上田市保育園等運営計画では、現在の常勤保育士数を維持しながら公立保育園等の統廃合を進める中で、必要な保育士数を確保し、配置ルールとして、園長、3歳以上児クラスの担任及び3歳未満児クラスの複数担任のうちの1人について、それぞれ常勤保育士を充てるように努めていくとされています。上田市の考える保育園のあるべき姿として、ルール化を保育検討委員会に提案した常勤保育士数は、21年4月1日現在をもとにした175名でした。この人数を維持することがル

ール化の最低限の条件です。このことを確認したいと思います。見解と現在の常勤保育士数を伺って、第1問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）田口こども未来部長。

〔こども未来部長 田口 悦子君登壇〕

○ こども未来部長（田口 悦子君）保育料の軽減に向けて、保育料区分の新設についてのご質問にお答えいたします。

保育料は、国の徴収金基準額を参考に、市が保育料の徴収基準を独自に定めております。国から示された基準額表では、徴収額を児童の年齢により3歳未満児と3歳以上児に区分していることから、市においても国に準じて同様の区分を用いているところです。

この区分をさらに細かくして、4歳以上児や2歳児の区分を新たに設け、保育料の軽減を図る考えについてのご質問でございますが、保育料の軽減の状況については、先ほども議員もお話ししていただきましたし、また昨日、池上議員の質問でお答えしたとおり、基準額表の全体的な見直しを行いまして、国が示す基準額に対しておおむね30%の引き下げを行っております。このことによる軽減額は、平成23年度決算で前年度を約6,500万円上回り、全体では約3億6,000万円の軽減となっております。このようなことから、さらなる保育料の軽減につきましては、後年への財政負担の影響などを考慮し、慎重に取り組むべきであると思いますので、現在のところ保育料区分の細分化については考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、同時入所以外の多子世帯への保育料の軽減措置として、第1子が小中学生で、第2子が保育園に在園する場合、この第2子の保育料について10%の軽減を行った場合の試算について申し上げます。本年11月1日付の児童データを用いまして、市内の地域性に配慮しながら抽出した保育園5園の状況から入所児童全体の状況を推計いたしますと、軽減対象となる第2子の数は約1,200人で、園児全体の約30%となっております。軽減に伴う市の収入減は約3,300万円と試算しております。

次に、常勤保育士の数でございますが、上田市保育園等運営計画は平成23年3月に策定したもので、この計画に記載してあります常勤保育士は、議員のご質問にもありましたとおり、平成22年4月1日現在の正規保育士数175人を想定しております。なお、平成24年、今年度4月1日現在の正規保育士数は170人でございます。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。再質問をいたします。

同時入所以外の第2子からの保育料軽減10%を行った場合の市の収入減は3,300万円とのことですが、20%だと6,600万円ということになるかと思えます。子供は社会の宝、子育てするなら上田市で、そういうことをよく言われているわけですが、この金額はそういう立場で考えると決して高くはないと私は思います。他市に先駆けて取り組むことを提案いたします。見解をお伺いいたします。

現在の常勤保育士数は170名とのことですが、常勤保育士配置のルール化は175名、これは最低限維持しなければいつまでたっても実現できないわけで、絵に描いた餅になってしまいます。自分たちで決めたルールは、実現に向けて最大限の努力をするべきだと考えます。

ことし9月議会では、総務文教委員会から市職員定数適正化計画の見直しを求める附帯意見が提出されま

した。必要な部署に必要な人材を配置していくことが求められています。来年度に向けて、常勤保育士確保はどのように取り組んでいるかお伺いいたします。

以上で第2問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）田口こども未来部長。

〔こども未来部長 田口 悦子君登壇〕

○ こども未来部長（田口 悦子君）同時入所以外の第2子からの保育料軽減を他市に先駆けて取り組む考えはどうかというご質問をいただきました。

第1子が小中学生で、第2子が保育園在園という場合でございますが、初めに公私立保育園の全体的な運営状況について説明させていただきますと、平成23年度は公私立保育園全体の運営に歳出総額約35億円でございます。歳入は、保育料が約9億円、使用料及び国、県からの負担金、補助金等が約6億円で、合わせて約15億円、残りの約20億円は市の一般財源で運営を賄っております。

これまで、多子世帯への経済的な支援策として、市独自の第3子軽減の実施、また同時入所の第2子に対する軽減率を県内他市よりも大きくしているということ、またそのほかに、育児休業世帯の3歳以上児の継続の入所や失業や雇用調整などで著しく収入が減少した世帯に対する保育料の減免事業も行いまして、負担軽減に配慮してきたところでございます。また、ことしの4月からは、子育て世帯からの要望の大きかった子ども医療費給付事業についても、市の単独事業として対象を拡大し、入院と通院の医療費ともに義務教育が終了する中学3年まで拡大し、給付を行ってきております。このように、市は独自にこれまでもさまざまな子育て家庭に対する支援策を実施してきておりますことから、ご提案いただきました同時入所以外の第2子に対する新たな軽減につきましては、現時点では慎重な対応が必要であり、限られた財源を有効に活用する視点からも、実現は現在のところは難しいと考えております。

現在、国においては、子ども・子育て関連3法案が成立し、具体的な内容の検討が始まっております。この制度の財源は、社会保障と税の一体改革による消費税率の値上げが前提となっておりますことから、国の動向や予算配分、交付される財源の使い道などを見きわめまして、今後、市において子ども・子育て支援事業計画を策定する過程で、さらなる保育料の軽減についても対応が可能か、あわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、常勤保育士配置の来年度に向けた取り組みについてですが、上田市保育園等運営計画では現在の常勤保育士数を維持するよう努めるとしてありますが、現状では、先ほど申し上げましたように、計画策定時より5人減少しております。これは、正規職員の採用に当たって、保育士の新規採用者を決定した後に在職の保育士が自己都合等により退職したことで、その補充ができなかったなどの理由によるものでございます。来年度に向けた正規保育士の配置につきましては、この計画を可能な限り実現できるよう、人事当局と調整を図ってまいりたいと考えております。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

常勤保育士のルール化については、175名を維持したいということで、努力をされるということで確認ができて、そのように努めていただきたいと思います。また、保育料の軽減、長い時間がかかるかもしれません

が、子育て世代応援のために検討をしてください。

それでは、先ほどお話が部長からも出ました子ども・子育て新システムについて質問をいたします。子ども・子育て関連法は、民主、自民、公明3党の増税談合によって、消費税増税法案を中心とする社会保障と税の一体改革の一環として8月10日に成立いたしました。この間、国と自治体の保育に対する責任を投げ捨て、保育を営利化する新システム関連法案に対し、父母、保育関係者のみならず、国民から大きな反対の声と運動が巻き起こっていました。

そこで指摘されたさまざまな問題点は、民自公3党が行った法案の修正によっても根本的な解決はされておられません。新システムの最大の問題点として指摘されてきたのは、児童福祉法第24条、市町村の保育実施義務を撤廃し、国と市町村の保育に対する責任を放棄することでした。この点では、修正によって復活したことは、この問題のこの間の運動の成果です。しかし、2項に、市町村は、認定こども園または家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないという当初案と同様の規定があり、保育に対する公的責任を限定、縮小しようとするものです。

新システムの問題点について、2点、市の見解を伺います。1点目は、新システムでは、認可保育所の建設や改修、整備のために、これまで建設費の4分の3を国と市町村が負担してきた国庫補助制度が廃止されることです。実施義務規定の改変は、認可保育所はできるだけふやさないといい安上がりの政策転換につながっているわけです。施設整備費は、施設型給付費、地域型保育給付費の中に含めて支給することになり、児童福祉法による現行の施設補助の規定はなくなります。この点については修正案では手つかずです。財政支援がなければ、認可保育所はふやすことはおろか、老朽化している保育所の建てかえもままなりません。

2点目は、保育は自己責任を原則として、利用者と施設との直接契約、利用者補助方式、保育料の時間区分による認定制度など、新システムの基本構造が維持されたことです。現在、市町村は、公立保育所をつくり、または私立、認可保育所に委託するなど、保育に責任を負い、保育に欠ける子供に保育を保障してきました。新システムでは、この保障と施設補助方式をやめ、市町村の認定を受けた子供の保護者個人へ支給することになります。施設が代理受給できますので、実際には施設に対して支払われますが、本来的には利用者個人に対する給付です。親の就労時間によって子供の必要な保育時間を決める認定制度は、短時間、長時間などの区分けをし、月単位での保育利用時間を制限する制度です。保育が受けられなくなったり認定時間を超えれば、自治体が支援しない限り実費負担となるなど、保護者に重大な影響、負担増をもたらします。また、子供の1日の生活リズムに基づく保育ができなくなる、短時間と認定された子供が多ければ、保育所の経営が成り立たないという声が上がっています。利用者が施設と入所契約を結ぶ直接契約が原則であることも変わりませんが、保育所については、国民の不安と反対の声で、当分の間は市町村が窓口になるということです。

以上2点をお伺いして、第3問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）田口こども未来部長。

〔こども未来部長 田口 悦子君登壇〕

○ こども未来部長（田口 悦子君）初めに、子ども・子育て支援法の施設整備の補助金について申し上げます。

公立保育園の施設整備費につきましては、平成18年度から既に一般財源化されておりますが、私立保育園

につきましては、国の補助制度であります安心こども基金を活用して4分の3を市で補助しております。新しい制度では、幼稚園、保育園、認定こども園に共通した施設型給付という方法で給付を行い、保育園等の施設については、減価償却費の考え方を採用して、施設整備費用の一定割合に相当する額を給付金に組み込み、長期にわたって平準化した形で施設整備を支援することになっています。また、国の説明では、緊急に対応する必要がある待機児童解消のための施設整備や耐震化整備については新たな交付金制度を創設する考えであるとのことですが、詳細については今後国において検討することになっております。

次に、事業者との直接契約につきましては、保護者が入園先を探して園を幾つも回らなければならないといったことが心配されておりますが、そのような事態が起こらないように、これまでと同様、市町村が調整を行う仕組みを設けるなど配慮がなされる見込みでございます。

また、保育の必要性と必要量を認定する仕組みの導入につきましては、保育や幼稚園教育を受けたい全ての保護者の申請に基づいて、市町村が児童一人一人について、その状況に応じた認定を客観的基準に基づいて行うこととしております。保育料の時間区分によっては、例えば短時間保育と長時間保育というように保育時間の違う子供が混在する場合、子供同士の一体的な活動が制限される、または保育士の勤務形態が複雑になるなどの課題が指摘されております。いずれにいたしましても、今後国において設置される子ども・子育て会議において新制度の基本指針が定められ、詳細な制度設計が行われることになっておりますので、この検討結果を注視するとともに、他の自治体の状況も把握しながら的確な対応をしていきたいと考えております。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

子ども・子育て新システムにつきましては、まだ不透明な部分が多いわけです。また、これは消費税増税を財源としておりますので、そういう点でも不透明かなど、今、選挙が始まっておりますので、思っているわけでございます。自治体といたしましても、このシステムの問題点、しっかりと把握をしていただきまして、国に対して意見、要望、機会をとらえてしていただきたいと思っております。

それでは、次の真田地域の課題について質問をいたします。第1次上田市総合計画後期基本計画の地域まちづくり方針では、真田地域には、自然環境に恵まれた真田氏発祥の郷としての歴史に培われた数多くの資源と、菅平高原に代表される、若者から高齢者まで幅広い世代を引きつけるスポーツリゾートとしての特性があります。地域の豊かな自然環境を活用しながら保全し、大切に後世に伝えるとともに、これら魅力的な資源と特性を連携させた地域の振興を図り、交流人口の拡大につなげていきますとなっております。

そこでまず、真田氏を生かした観光施設、公共交通ネットワーク整備について伺います。1点目として、観光拠点としてのゆきむら夢工房の整備の見通しはどうでしょうか。この点については、平成23年9月議会で清水議員がそばどころの復活、駐車場、トイレ整備について質問をされています。答弁は大変前向きで、24年度の実施計画にも事業名が上がっておりますが、余り動きが見えてまいりません。そばどころ復活には、担っていただくマンパワーも必要になってまいります。この点も含め、見通しをお伺いいたします。

2点目として、御屋敷公園、真田氏本城跡の整備について伺います。ともに真田氏の重要な史跡であり、トイレ整備については、私は18年度から質問し、本城は簡易水洗となるなど改善をされてきました。しかし、

史跡内であること、また御屋敷公園はくみ取り式であって、観光資源として生かしていくには整備が必要です。御屋敷公園の駐車場も大型バスの受け入れには手狭であり、本城は大型バスそのものが入れない、そういう現状です。両方とも、地域の皆さんが維持管理、草刈りなどされておりますけれども、皆さんのご意見を伺いながら整備を進めることが必要ですけれども、市としてはどのように考えているかお伺いをいたします。

3点目として、御屋敷公園、本城跡、長谷寺などを結ぶ公共交通ネットワークづくり、提案をいたします。本城跡は山城です。また、長谷寺も山寺で、歩いていくには大変な距離です。真田まつりのときに走らせました周遊バスは大変好評だったとのこと。また、この地域は公共交通過疎地域で、通院、買い物など日常生活も大変不便な地域です。今年度取り組んでいるルート見直しも含めた路線バスの運賃低減バス運行計画に盛り込むか、もしくはゆきむら夢工房を起点としたコミュニティバスで路線バスに接続させるなど考えられます。見解をお伺いして、第4問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）高橋真田地域自治センター長。

〔真田地域自治センター長 高橋 義幸君登壇〕

○ 真田地域自治センター長（高橋 義幸君）真田地域の課題について何点かご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

まず、ゆきむら夢工房についてでございますが、ゆきむら夢工房は平成15年、県営中山間地総合整備事業として、真田地域の農産物を生かしたそば打ちなどの食の体験や加工施設として建設をされました。この施設は、幹線道路である国道144号線に面する立地であることから、菅平高原や草津方面に向かう大型バスの立ち寄り場所として多くの観光客の皆様にご利用をいただいております。また、真田の郷に点在をする真田氏ゆかりの観光資源を結びつける拠点として、観光案内や電動自転車の貸し出しも行ってきており、来館者数も年々増加傾向にございます。

近年の歴史ブームや観光バスの立ち寄りの増加によりまして、既存の駐車場やトイレが団体客に対して不足をしている様子が見受けられ、また施設内では食べ物の提供や地域独自の土産品がないことなど、観光拠点としての機能が十分ではないという状況がございまして。また、そば打ちやみそ、お焼きづくりの体験を担う地域の皆様が高齢化による後継者不足の状況であり、マンパワーの低下が課題となっております。

現在、真田地域協議会においても、地域ブランドの確立をテーマとした分科会において、ゆきむら夢工房の観光拠点に向けた具体的な検討が始まっております。ゆきむら夢工房の整備につきましては、地域協議会を初め地域の皆さんのご意見を伺いながら、実施計画への位置づけに向け検討をしてみたいと考えております。また、今後、既存の施設の中で対応が可能な飲み物等の提供を行うお休みどころの開設や地域独自の土産品の拡充など、地元の活性化組合またはJAなどの協力をいただく中で順次進めてまいりたいと考えております。

次に、御屋敷公園、真田氏本城跡の駐車場トイレ等の考え方でございます。御屋敷公園と真田氏本城跡の史跡でございますが、真田氏発祥の郷のシンボリックな観光資源であり、戦国歴史ブームの中、訪れる観光客が年々増加しております。2つの施設のうち、御屋敷公園にございます真田氏歴史館の年間入館者数、平成23年度約2万9,000人と、5年前に比べ倍増している状況でございます。

御屋敷公園の駐車場は現在4カ所あり、普通車で約80台の収容が可能となっております。また、真田氏本

城跡の駐車場は1カ所で、普通車で約10台の収容が可能となっております。一方、公衆トイレにつきましては、御屋敷公園、真田氏本城跡にそれぞれ1カ所ずつ設置をされており、地元の協力を得て清掃管理がなされ、先ほど議員からのお話にもございましたとおり、順次外壁の改修や簡易水洗化など必要に応じて修繕をしてきておりますが、観光客へのおもてなしという面からは難があるというふうに認識をしております。今後、駐車場やトイレの整備をしていく上では、史跡全体が文化財に指定をされていることや新たな用地の確保も必要なことから、地域の観光資源の活用、またおもてなしの観光地づくりの観点から、地域住民の協力をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、観光施設を結ぶ交通ネットワークについてでございます。ご提案をいただきました観光施設を結ぶ路線バスや地域住民も利用できるコミュニティーバス路線につきましては、現在、真田まつりなどのイベント開催時に限り、夢工房、御屋敷公園、本城跡、長谷寺などを結ぶ観光周遊バスとして臨時に運行をしております。利用者からは大変好評をいただいております。この周遊バスはイベント開催時のみ運行しているものでございますが、近年の歴史ブームにより、休日だけでなく平日においても多くの観光客が訪れている状況があり、真田氏ゆかりの史跡を結ぶ循環バス等の必要性は十分に認識をしております。また、観光地を結ぶルート上には交通空白地域もあることから、これらの地域住民の移動手段を確保することも課題と考えております。

昨年10月に発足をいたしました真田地域公共交通利用促進協議会では、現在、路線バスの利用促進のための啓発活動を行うとともに、地域の福祉政策の一環として運行しております高齢者福祉センターへの送迎用のふれあいバスについて、将来的な循環バス化など運行形態も含めて議論が始まっております。また、真田地域協議会でも分科会において地域内の公共交通について議論が始まっており、今後、真田地域公共交通利用促進協議会の議論を踏まえながら、地域協議会として将来を見据えた意見をまとめる予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

ゆきむら夢工房の整備につきましては、大分トーンダウンをされているなという気がいたしますが、実施計画には事業名が載っておりますので、この具体化が課題だと思います。ぜひ、25年度の実施計画には具体的な事業名が載るように努力をしてください。できることから取り組んでいただくということで期待をしております。

また、公共交通につきましては、老人センターへ行くためのふれあいバスは公共交通活性化プランの中で循環バス化することが決まっておりますが、これがなかなか進まなかったという経過があります。また、そのことも議論されているということです。そのことも含めまして、公共交通空白地域、また観光のちよいと拠点になりますので、結ぶルート、ぜひとも実現をさせていただきたいと思っております。

それでは、次に菅平高原の振興について伺って参ります。地域まちづくり方針では、菅平につきまして、各種スポーツ合宿や自然体験を中心とした観光振興を進めること、また地元の皆さんが策定したスポーツリゾートを核とした振興ビジョンを検討しながら、地域間競争に勝ち抜ける環境整備を進めることとなっております。

ります。

そこで、2点伺います。菅平の魅力は、上信越高原国立公園に位置する雄大な自然環境であり、その核ともなる菅平高原自然館改築事業は合併以来の課題です。平成21年度の実施計画では、この事業名のみずっと掲載がされておりました。隣接する湿原の整備も、生態系維持のために専門家のご意見もいただきながら進める必要があります。自然館のあり方の検討、湿原整備の見直しをお伺いいたします。

もう一点は、22年度の実施計画では菅平高原スポーツリゾート自然体験推進事業となっております。また、24年度になりますと、菅平高原スポーツ・観光拠点整備研究事業という名称で実施計画に載っております。具体的な計画はないわけです。これは、地元の皆さんのご要望、多様化をしまいいりまして、それに対応した事業名と考えておりますが、具体的な事業は見えてまいません。2019年には日本での開催が決まりましたラグビーワールドカップ、これを見据えての構想も地元ではあるようです。市長も世界の菅平ということをご挨拶のたびに言われておりますので、ぜひとも地域間競争に勝ち抜ける環境整備を進めることを求められています。今後の展望を伺って、第5問といたします。

○ 議長（尾島 勝君）高橋真田地域自治センター長。

〔真田地域自治センター長 高橋 義幸君登壇〕

○ 真田地域自治センター長（高橋 義幸君）菅平高原スポーツ・観光拠点整備事業または自然館並びに湿原等のご質問をいただきました。

菅平高原は、上信越高原国立公園内に位置し、標高2,200メートルを超える根子岳、四阿山の麓に雄大に広がる豊かな自然に囲まれた立地であり、冬はスキー、夏はラグビーなどの準高地でのスポーツ合宿と亜高山帯独自の自然が体験できる観光地でございます。

菅平高原スポーツ・観光拠点施設整備研究事業につきましては、昭和46年建設をされました菅平高原自然館及び周辺の湿原対策が発端となり、地元関係者ととともに、自然環境の保全とともに観光誘客につなげる施設等の検討、研究を進めてきたところでございます。自然館の建物本体や湿原内周遊路等につきましては、確実に老朽化が進んでおり、湿原自体も流入した土砂の堆積により陸地化が進行し、周辺農地が冠水をするなど農作物への影響が出てきております。このような状況の中、農地保全と湿原保全を図り、自然環境の学習の場として、地元農業者、住民、関係団体等で組織をする協議会を立ち上げまして、共同しての保全活動や自然館のあり方を等の検討を行ってまいりたいと考えております。

スポーツ、観光拠点施設整備につきましては、菅平高原には108面のグラウンドが完備されているなど、実践的なフィールド整備は充実をしている反面、合宿地として重要なトレーニングができる施設が十分ではないという課題がございます。今後、合宿地をめぐる地域間競争が激化している中で、地元の皆様とともに、施設整備や経済効果及び先ほどもお話のございました2019年のラグビーワールドカップ国内大会開催における合宿地としての誘致活動など研究を進めるとともに、将来の菅平を見据えた地域全体の活性化についてさらに検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員。

〔4番 古市 順子君登壇〕

○ 4番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。



菅平の湿原については、これも合併以来ずっと取り組んできた課題でありますけれども、また改めて協議会をつくられて検討されるということですので、専門家のご意見をいただきながら進めていただきたいと思います。

また、地域間競争に勝ち抜く菅平ということで、北海道のほうでもかなり、網走など有力なライバル地がありまして、私も視察をしてみましたが、本当にきれいな芝生で、広大な芝生で、合宿も盛んに行われております。このことにつきましても、ぜひとも検討を進めていただきたいと思います。

きのうのご答弁の中にも、合併特例債、今まで230億円余発行をしてさまざまな事業を行ってきた、またこれからもたくさんの事業があるというご答弁がありました。この菅平の整備は合併以来の課題であるわけです。しかし、なかなか進んでこなかった。地域バランスからいっても優先をさせるべき事業であること、申し添えておきたいと思います。

最後に、真田地域だけの課題ではありませんが、空き家を有効活用し、交流及び定住人口をふやすために空き家情報登録制度の創設を提案いたします。お隣の東御市では、23年4月から実施され、利用者にも業者にも公表だとお聞きしております。空き家を売りたい人または貸したい人は、空き家バンクに登録をいたします。窓口は市の住宅係です。物件は、東御市のホームページに載っております。購入または利用したい方との契約交渉は、直接型と仲介を宅建協会上小・更埴支部へ依頼する間接型があります。どちらも市では見学や相談に応じますが、取引には関与はしていません。宅建協会と東御市で媒介等に関する協定を結んでおります。この空き家情報登録制度創設につきまして見解を伺って、私の質問を終わります。

○ 議長（尾島 勝君）宮川政策企画局長。

〔政策企画局長 宮川 直君登壇〕

○ 政策企画局長（宮川 直君）上田市におきましては、移住を希望する皆様に対しましては、地元の宅建協会の皆様と連携を図る中で土地や空き家の情報の提供に努めてきておりまして、本会議においても安藤議員のほうからご指摘をいただきまして、市のホームページからこの協会が運営するインターネットのウェブサイト「田舎暮らし 楽園信州うえだ不動産情報」へのアクセスを可能とするなど、上田市に土地を、また家を求める方々に利便性の向上を図りながら住まい探しを支援させていただいているところでございます。また、首都圏で開催をしております移住相談会等におきましても、宅建協会の皆様とご一緒に参加をいたしまして、上田市の魅力の発信、また生活情報や就農情報等を提供するとともに、移住、定住の第一歩となります住まいに関するご相談に応ずる取り組みをしてきているところでございます。

今後とも、宅建協会、そして田舎暮らしを進める県の観光部局、市の関係部局、それぞれ連携のもと、まずはこれまでの取り組みや課題、これも検証する中で、ただいまのご質問の点も含めて、効果的な手法についてさらなる検討を進めながら定住促進につながる取り組みとしてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○ 議長（尾島 勝君）古市議員の質問が終わりました。